



平成 28 年 10 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社ファステップス
代表者名 代表取締役社長 川嶋 誠
(コード番号 2338 東証第二部)
問合せ先 取締役管理部長 村山 雅経
T E L 03-5360-8998 (代表)

第三者割当による第 6 回新株予約権の発行及び

第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 10 月 11 日開催の当社取締役会において、下記のとおり第三者割当により発行される第 6 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）及び第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といいます。）の発行（以下「本第三者割当」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

(1) 新株予約権発行の概要

(1) 割当日	平成 28 年 10 月 27 日
(2) 新株予約権の総数	60 個
(3) 発行価額	総額 5,859,600 円 (新株予約権 1 個当たり 97,660 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	1,200,000 株
(5) 資金調達の内訳	343,059,600 円 (内訳) 新株予約権発行分 5,859,600 円 新株予約権行使分 337,200,000 円 上記資金調達の額は、本新株予約権の払込金の総額に、すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額の合計額です。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記資金調達の額は減少します。
(6) 行使価額	1 株当たり 281 円

(7) 割当方法及び割当予定先)	第三者割当の方法により、BMI (Japan) Investment Holdings Limited に 60 個を割り当てます。
(8) その他	<p>①譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。</p> <p>②取得条項 本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、当社は取締役会において本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができます。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の 14 日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの払込価額と同額で、取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。</p> <p>③その他 前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。</p>

(2) 無担保転換社債型新株予約権付社債の概要

(1) 払込期日	平成 28 年 10 月 27 日
(2) 新株予約権の総数	40 個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	1 個につき 10,000,000 円 各本社債の額面金額 100 円につき 100 円 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
(4) 当該発行による潜在株式数	1,423,487 株
(5) 資金調達額	400,000,000 円
(6) 転換価額	281 円
(7) 割当方法及び割当予定先	第三者割当の方法により、BMI (Japan) Investment Holdings Limited に 400,000,000 円（額面 10,000,000 円の本社債 40 個）を割り当てます。
(8) 償還価額	各本社債の額面 100 円につき金 100 円
(9) 利率	付さない
(10) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生することが条件になります。

(注) 末尾に本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行要項を添付しております。

2. 募集の目的

(1) 募集の背景

当社株式は、平成 28 年 2 月における上場時価総額（月間平均上場時価総額及び月末上場時価総額）が 10 億円未満となり、東京証券取引所の定める上場廃止基準の猶予期間に入っております。

なお、平成 28 年 5 月 25 日付で、東京証券取引所へ時価総額に係る上場廃止基準に定める事業計画の改善等について記載した書面を提出しているため、猶予期間が平成 28 年 11 月 30 日までとなっており、平成 28 年 11 月 30 日までの期間において月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円以上とならないときは、上場廃止となる上場廃止基準（有価証券上場規程第 601 条第 1 項第 4 号）に該当することになります。

平成 28 年 8 月 8 日付開示の「第三者割当による第 5 回新株予約権の募集に関するお知らせ」で開示した通り、第三者割当にて資金調達を行っておりますが、既存事業のさらなる成長の実現に向け、新たな資金調達を実施するものです。

当社は、これまで経営基盤の強化・多角化を図ることが必要不可欠であると認識しており資源分配を行うことが最善の施策として取り組んでまいりましたが、企業価値向上の手段として、成長が期待できる事業を見極め「選択と集中」による資源投下を実施すべく取り組んでまいります。

平成 28 年 8 月 8 日付開示の「第三者割当による第 5 回新株予約権の募集に関するお知らせ」における調達資金はシステムソリューション事業の伸長に向けた M&A や資本事業提携に使用することをお知らせいたしましたが、並行し、当社子会社で既に国外で展開するアイラッシュサロンの出店状況からも国外でも若年層をターゲットに今後さらなる市場拡大が予想されるアイラッシュケア事業の伸長に向けた海外事業展開のための資金調達を行うために本新株予約権付社債及び本新株予約権を発行するものであります。さらに本新株予約権の発行により、自己資本の充実に伴う財務体質の健全化を図ることが可能であるため、第三者割当による資金調達を実行することといたしました。

(2) 当該資金調達の方法を選択した理由

本第三者割当は、既存株主に対して、相応の希薄化の影響を与えるため、当社は、本第三者割当の決定に際し、本第三者割当と他の資金調達方法との比較を行いました。その結果、以下に掲げる理由により、現時点の当社における資金調達方法として、第三者割当による本新株予約権付社債及び本新株予約権発行による資金調達が、最も合理的と考えられるものと判断いたしました。

① 金融機関等からの間接金融による資金調達は現状の当社の財務内容では融資の実施は難しいという返答がなされたこと。

② 公募増資については、当社の財政状態及び経営成績、株価動向、株式流動性等から判断した場合には、主幹事証券を選定して実施することは現実的ではないこと。

③ 株主割当増資といった広く出資者を募る方法においては、金額が明確ではなく、必要とする金額の調達が困難となることが予想されること。

④ 当社は、アイラッシュケア事業拡大に伴い、時期を失しないよう早急、確実かつ機動的に確保する必要があること。したがって、事前準備と募集期間に一定の時間を必要とする公募増資及び株

主割当増資は必ずしも機動的とは言えず、今回の資金調達の方法として適さないこと。

また、本資金調達は、本新株予約権付社債と本新株予約権の発行により行われるものであります。新株予約権付社債に付された新株予約権が行使されない場合には社債を償還する必要があることから、当社としては、新株式と新株予約権付社債の比較においては、償還義務の生じない新株式による調達が望ましいと言えます。また、本資金調達の一部は新株予約権により行われますが、本新株予約権の行使期間内にその全部または一部につき行使が行われない場合には、本新株予約権の行使による調達額及び差引手取概算額は減少することから、資金調達の確実性という観点からは、本新株予約権付社債の発行のみで当社が必要とする資金の調達を行うことが望ましいと言えます。

しかしながら、当社が割当予定先との間で行った協議の中で、割当予定先より、新株式ではなく、当社の事業の進捗に応じて新株予約権を行使するか社債の償還を求めるかの投資判断を可能とする新株予約権付社債による引受けを行いたいということ、また、新株予約権付社債による調達以外の部分については、一時に当社に資金を投入するのではなく、当社の事業の進捗に応じて資金を投入するために BMI (Japan) Investment Holdings Limited (以下「BMI (Japan)」) といいます。) から本新株予約権付社債と本新株予約権で引受けを行いたいとの提案を受けたことから、その調達の一部が、行使可能期間の間に随時行使が行われて資金が調達される本新株予約権であっても当該目的は達成可能であると考えております。

また、BMI (Japan) からも、同社が中長期的には当社の事業の遂行状況と株価動向を勘案しつつ本新株予約権付社債に付された新株予約権及び本新株予約権を行使し、短期的には当社の資金需要に応じて行使する旨の意向表明が口頭でありました。

そこで、当社は、本第三者割当について、本新株予約権付社債と本新株予約権の発行により行うこととし、その割合は、BMI (Japan) との協議を踏まえて決定いたしました。

本新株予約権付社債に付された新株予約権及び本新株予約権の行使期間は平成 28 年 10 月 28 日から平成 31 年 10 月 27 日まで、償還期限も平成 31 年 10 月 27 日となっており、3 年間に渡って本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使が可能であり、BMI (Japan) からも中長期的には事業の進捗状況及び株価動向を勘案しつつ転換並びに行使し、短期的には当社の資金需要に応じて転換並びに行使する旨の意向表明がなされていることから、株価動向に応じて転換並びに行使されることが期待され、新株式に比べて短期的に大量の株式を発行し希薄化が一度に進まないと考えております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	743,059,600 円
(内訳)	
(ア) 第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行	400,000,000 円
(イ) 第 6 回新株予約権の発行	5,859,600 円

(ウ) 第6回新株予約権の行使	337,200,000円
②発行諸費用の概算額	12,000,000円
③差引手取概算額	731,059,600円

※1. 本新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により支払われる払込金額の総額は、本新株予約権の行使状況による影響を受けます。そのため、上記の差引手取概算額は将来的に変更される可能性があり、下記「(2)調達する資金の具体的な使途」記載の調達資金の充当内容については、実際に調達する差引手取額に応じて、各事業への充当金額を適宜変更する可能性があります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額には、登記費用（登録免許税を含む）2,500,000円、割当予定先等調査費用500,000円、弁護士費用2,500,000円、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区永田町一丁目11番28号 代表 能勢元）に対する新株予約権価格算定費用1,500,000円、新株予約権付社債価格算定費用1,500,000円及び有価証券届出書、開示資料等作成費用3,500,000円からなり、12,000,000円を予定しております。なお、発行諸費用の内訳については概算額であり、変動する可能性があります。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

a. 新株予約権による調達資金の具体的な使途及び支出予定時期

	具体的な使途	金額（千円）	支出予定時期
①	アイラッシュケア事業を含む総合美容事業のグローバル展開資金	343,059	平成28年11月～平成31年10月

b. 新株予約権付社債による調達資金の具体的な使途及び支出予定時期

	具体的な使途	金額（千円）	支出予定時期
①	アイラッシュケア事業を含む総合美容事業のグローバル展開資金	370,000	平成28年11月～平成29年4月
②	運転資金	18,000	平成28年11月～平成29年2月

※調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

前記3. (2)に記載しました内容は以下を予定しております。

当社グループは、当社（株式会社ファステップス）と連結子会社5社（株式会社ピーアール・ライフ、TMプランニング株式会社、エムアンドケイ株式会社、Plurecil Holdings Limited、ジャパンアシュアランス株式会社）により構成されております。当社グループで行っております事業は以下のとおりであります。

i システムソリューション事業（株式会社ファステップス）

お客様のビジネスを支える業務システムや、お客様とユーザーの接点となるWEBサイト・スマートフォンアプリ及びシステム運用に欠かせない業務支援や、それらを繋ぐネットワーク技術など全てにおいて、ご提案から製造、保守、管理まで提供しております。また、近年では、スマートフォン向けの教育・学習サービスの提供に注力しており、スマートフォンの普及により更に発展が見込まれております。

ii メディアソリューション事業（株式会社ピーアール・ライフ）

主要なテレビ局、ラジオ局、新聞社などの取引先をもち、広告代理業務を主業とする総合広告代理店であり、中でも各テレビ局との密接な関係を持ち、テレビ CM の扱いが売上の大半を占めております。また、付随してテレビ番組等の企画、制作、イベント企画等を受託しております。

iii コストマネジメント事業（TMプランニング株式会社）

3PL※事業者として、単に荷物の配送を請負うのではなく、受発注からピッキング、在庫管理といった、物流に関する広範で総合的なロジスティクス業務を提供しております。特定の運送会社や倉庫会社と主従関係を持たないニュートラルな立場で、お客様の物流の現状を客観的に把握し、最適な物流ソリューションを提案しております。また、経営マネジメントサービスを行っており、お客様のニーズを的確に捉え、企業経営のサポート、コスト削減等の提案をしております。

※3PL とは：企業の流通機能全般を一括して請け負うアウトソーシングサービス。自身は物流業務を手がけない企業が、顧客の配送・在庫管理などの業務を、プランニングやシステム構築などを含め長期間一括して請け負い、外部の物流業者などを使って業務を遂行する。物流業者に業務を委託するのとは違い、3PL は「荷主の物流部門」として振舞うため、複数の物流業者から最も荷主の利益にかなう業者を選択したり、荷主側の要望を物流業者と交渉したりといったことが可能となる。

iv アイラッシュケア事業（エムアンドケイ株式会社、Plurecil Holdings Limited）

「まつげエクステンション」専門のプロ向け商材の販売及びまつげエクステンションの施術者を育成するためのスクール事業を行うとともに、まつげエクステンション専門のサロンを運営しております。当サロンは、国内では「プロケアアイラッシュ」ブランドとして、海外では「PLURECIL（プルレシル）」ブランドとして日本全国だけでなく、海外からも高く評価されるトップブランドのひとつとして成長し続けています。

近年の日本国内における「まつ毛エクステンション」の市場規模はまつ毛エクステ施術の市場規模が平成 23 年度において 1,383 億円程度であり、用材等の関連市場を合わせると 1,500 億円程度（「まつ毛エクステに関する利用状況調査」出典：株式会社ジャストシステムの調査を基にウェブメディアが試算 <http://ribiyo-news.jp/?p=12849>）とされています。さらに、同調査によればまつ毛エクステの経験者は 20 代女性の 1 割程度に留まっており、同年代及びそれ以上の年代の女性に対する市場開拓の余地は残されているものと思料されます。当社は、こうしたまつ毛エクステ事業の発展を予見市場機会に着目しており、平成 27 年 10 月にエムアンドケイ株式会社（以下、「エムアンドケイ社」といいます。）の子会社化を実施し、国内においてエムアンドケイ社を中心にアイラッシュケア事業を展開しております。

こうした市場環境も踏まえ海外展開に向けた調査並びに検討を重ね、提携先を検討していたところ、弊社が発行した第 5 回新株予約権の割当先勝山博文氏（以下「勝山氏」といいます。）の紹介を経て Lowell Lo 氏に当社の事業に賛同頂き助力を得られることとなりました。Lowell Lo 氏は、BMI（Japan）の株主であり、香港、中国をはじめとしたアジア圏を中心に全世界的なファイナンスサービスグループである BM Intelligence Group（以下、「BMI Group」）のオーナーであるとのこと。さらに同氏は香港公認会計士であり、米国公認会計士、ISACA（情報システムコントロール協会）協会員、等の肩書を有しています。同氏は国際的な大手会計事務所である「デロイト・

トウシュ・トーマツ」の監査マネージャーとして勤務した後、BMI Group を創業したとのことであり、現在は多数のグループ企業の Director を務めています。

この度本第三者割当増資により調達した資金についてはアイラッシュケア事業を基盤に総合的な美容事業をスピーディにグローバル展開すべく中国において戦略的事業会社の設立を行います。本第三者割当により調達した資金は一部当社の運転資金に充当する以外には、後述のとおり中国をはじめとした海外における出店資金及び美容事業の商品の仕入代金に充当します。

当社は、子会社にエムアンドケイ社及び海外で「Plurecil」ブランドでアイラッシュサロンを展開する Plurecil holdings Limited (以下、「PHL」といいます。)を有し、まつ毛エクステ事業を展開しておりますが、戦略的事業会社は海外展開における橋頭堡的な位置付けであり、国内におけるまつ毛エクステ事業はエムアンドケイ社で展開し、また、PHL は国外のなかでも香港及び一部東南アジアにおけるアイラッシュサロン事業の展開及び当社 100%の子会社として今後戦略的事業会社が幅広く展開する「Plurecil」ライセンス管理を行い FC 展開を強化すること想定しております。一方、戦略的事業会社は柔軟な資本業務提携を行い現地パートナーとの提携により中国を中心とした海外展開は当該戦略的事業会社が推進する役割となります。また当該戦略的事業会社は、当初は弊社単独で出資設立を予定しておりますが、事業推進を加速させるため事業パートナーである BMI グループとの出資受け入れも将来的に検討しております。

①戦略的事業会社の概要と資金使途

1) まつ毛エクステ事業の海外展開

エムアンドケイ社は国内では「プロケアアイラッシュ」ブランドで 11 店舗のほか、海外では PHL が PLURECIL ブランドで 22 店舗と既に出店展開しています。中国（上海を含む）17 店舗、香港では 2 店舗、タイでは 1 店舗とアジア圏の展開では実績を残し、ブラジルにも 1 店舗、さらに今年初の欧州地区の展開としてドイツデュッセルドルフ店への出店を実現しております。

これまでは海外ではアイラッシュサロンの直営店舗及び FC 店舗を出店するのみでしたが、エムアンドケイ社でも運営しているアイリスト養成スクール事業及びフランチャイズ展開を視野に入れたアイラッシュサロンのオーナー研修等の施術側の育成も本格化させ、総合的にアイラッシュケア市場への参入を行うことにより、まつ毛エクステ施術者の絶対数の拡大及び市場の受け皿となる出店を行うことにより、戦略的にまつ毛エクステ事業の拡大を見込みます。

事業展開としては、直営店舗を中国をはじめ日本国内を除く全世界的に向け展開をする予定であります。PHL における中国店舗については、将来的に戦略的事業会社への移行を予定しており、PHL は香港及び既存の海外店舗、戦略的事業会社は中国及び事業提携先のドメインに応じて柔軟に展開していく予定であります。

当該事業においては単独での自力成長を行うのではなく、当該戦略的事業会社というエンティティを活用し柔軟に資本提携を行い、パートナーとのアライアンスにより事業をスピーディに拡大する予定であります。そのため、中国における幅広いネットワークを有するとされる BMI Group との提携を想定しております。資本業務提携を行う際には当社の完全子会社ではなくなることから当該戦略的事業会社で獲得した利益の一定持分が提携先に帰属することとなります。

開始初年度では、新規店舗として平成 29 年中には中国国内の直営店だけでも、30 店舗、全世界的に 50 店舗の新規展開を予定しております。なお、FC 店舗展開も想定していますが、市場の動向もあることから、事業計画上は織り込んでおりません。

2) 美容販売製品の販売

エムアンドケイ社では輸入商材の卸販売を展開しておりますが、中国においては比較的安価にまつ

毛エクステに関わる製品の製造が可能であり、大規模な仕入れを行うことにより交渉力が高まり、効率的なコスト低減が可能となるため、高まる国内市場のニーズに対応し、中国における安価かつ当社の長年のノウハウによりスクリーニングを経た安全性を確保した高品質なまつ毛エクステ商品（当初の仕入計画として平成29年2月末までに24百万円を仕入れる計画）やエッセンシャルオイルといった美容製品（当初の仕入計画として平成29年2月末までに16百万円を仕入れる計画）の仕入を戦略的事業会社にて行い、中国のみならず国内エムアンドケイ社で運営する店舗や他の事業会社へ販売を行います。

また、安全性の高いメイドインジャパンの美容製品の販売を中国向けに行う商社機能も今後検討しており、自社ブランドのマーケティング活動も実施する予定です。さらに事業計画上は織り込んでおりませんが、地元に着した美容製品の研究・開発も将来的に想定しています。

3) 本第三者割当による調達資金の充当について

当社は、本戦略的事業会社において以下の通り、投資計画を予定しております。

(単位：百万円)

	平成29年2月期	平成30年2月期
1) 設立費用	13	0
2) アイラッシュサロン出店費用	90	311
3) 美容販売製品の仕入費用	40	240
4) 販管費・人件費	35	631
計	178	1,182

調達経路別の資金充当の状況は以下の通り予定しております。

(単位：百万円)

	新株予約権発行	新株予約権付社債	新株予約権行使	事業収入
1) 設立費用	5	8	未充当	未充当
2) アイラッシュサロン出店費用	未充当	152	248	未充当
3) 美容販売製品の仕入費用	未充当	80	89	111
4) 販管費・人件費	未充当	130	未充当	536
計	5	370	337	647

(百万円以下切捨)

本新株予約権の当初発行により調達した5百万円につきましては、戦略的事業会社の保証金等の初期費用に充当する予定です。

本新株予約権付社債で調達した370百万円につきましては、店舗のネットワークやサイト構築費用などで8百万円、PLURECIL（プルレシル）ブランドの店舗の出店費用として平成29年4月末までに約152百万円（1店舗あたり保証金・設備等で約8百万円 19店舗）、平成29年4月末までに美容製品の仕入費用として約80百万円、平成29年4月末までの戦略的事業会社の人件費及び経費等にかかる約173百万円の一部である約130百万円への充当を予定しています。

新株予約権の行使によって調達する約337百万円につきましては、PLURECIL（プルレシル）」ブランドの店舗の出店費用として約248百万円（1店舗あたり保証金・設備等で約8百万円

計 31 店舗)、残額の 89 百万円については、平成 29 年 5～10 月までの美容製品の仕入費用の一部へ充当する予定です。それ以外でかかってくる仕入費用や人件費及び経費などの必要経費については、当該事業から生じるキャッシュフローでまかなうことを見込んでいます。また、本新株予約権が行使されず当社の期待通りの資金調達ができなかった場合には、他の資金調達により充当する、又は、PLURECIL (プルレシル) ブランドの店舗の出店スピードを緩めるなどの計画見直しを行うことで対応する予定であります。

当該戦略的事業会社は、販売管理費は平成 29 年 2 月期に 35 百万円 (うち人件費 19 百万円)、平成 30 年 3 月期に 631 百万円 (うち人件費 328 百万円)、平成 31 年 2 月期に 1,161 百万円 (うち人件費 492 百万円) を予定しております。なお、平成 29 年 2 月期の販売管理費については、本新株予約権付社債で調達した金額から充当し、平成 30 年 2 月期、平成 31 年 2 月期は当事業から生じるキャッシュフローで、まかなうことを見込んでおります。

この度の割当予定先である Lowell Lo 氏がオーナーを務める BMI Group は香港、中国をはじめとしたアジア圏を中心に全世界的なファイナンシャルサービスを展開するグループ企業であり、上海、深圳、厦門、広州、泉州、江西、天津を含め中国全土には傘下に 40 もの事業会社を有しています。

日本国内で培ったアイラッシュケア事業に関わるノウハウや技術を新株主が有するネットワークを活用する事で、機動的な資本事業提携や既存プロパティの獲得など迅速な事業の立ち上げ及び展開が実現できるものと見込んでおります。

以上の施策を実行することにより、当社グループの企業価値の向上につながり、既存株主の皆様への利益に資するものと考えております。

②運転資金

当社は、平成 28 年 2 月期における営業活動によるキャッシュフローは黒字化を達成いたしました。当面の受注状況が芳しくないことから財務体質を強固なものにすべく、本件第三者割当を実施して財務体質を強化し、企業の継続性及び安定性を保った上で事業運営を行うことが企業価値向上のために重要と判断しております。なお、本運転資金については、本新株予約権付社債による調達から充当を行う予定です。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の行使価額並びに本新株予約権付社債の転換価額につきましては、割当予定先である BMI (Japan) との協議を経て、本件第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日 (平成 28 年 10 月 7 日) の東京証券取引所における当社普通株式の終値を含めた 1 か月間の終値平均である 301 円を基準株価として以下のとおりとしました。

銘柄	転換価額又は行使価額及びその算定根拠
第 6 回新株予約権	281 円 (基準株価に 0.93 を乗じた金額)
第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債	281 円 (基準株価に 0.93 を乗じた金額)

①本新株予約権

第 6 回新株予約権の払込金額については、第 6 回新株予約権の発行要項及び割当予定先との

間での締結が予定される総数引受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社による評価書による算定結果（本新株予約権 1 個につき 97,660 円）を参考に、本新株予約権の 1 個当たりの払込金額を同額の 97,660 円といたしました。

今回の評価においては、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを採用し、当社株価 350 円（平成 28 年 10 月 7 日の終値）、行使価額 281 円、ボラティリティ 61.53%（平成 25 年 9 月～平成 28 年 9 月の月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間 3 年、リスクフリーレート-0.263%（評価基準における中期国債レート）、取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し本新株予約権 1 個につき 97,660 円との算定結果を得ております。

また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前営業日である平成 28 年 10 月 7 日の東京証券取引所における当社普通株式の終値を含めた 1 か月間の終値単純平均である 301 円を参考とし、行使価額を 281 円（ディスカウント率は 7%）といたしました。

なお、行使価額 281 円は、当該直前営業日の終値 350 円に対する乖離率は 24.56%、当該直前営業日までの 3 か月間の終値平均 284 円に対する乖離率は 1.27%、当該直前営業日までの 6 か月間の終値平均 285 円に対する乖離率は 1.72%となっております。

行使価額につきまして、1 か月間の終値平均を参考とした理由につきましては、当初検討を開始した平成 28 年 9 月初旬と比較して、株価上昇の要因が見当たらないにも関わらず平成 28 年 9 月 23 日以降、当社の株価が急騰しております。取締役会前日終値で行使価額を設定してしまうと、割当予定先が想定していた株価との乖離が大きくなってしまったため、割当予定先から行使価額のディスカウント前の基準株価については、交渉開始時点の株価 280 円程度にしてほしい旨の要望があり、当社を取り巻く事業環境、最近の業績等を総合的に勘案した結果、本第三者割当増資の達成が困難となると判断したことから、平成 28 年 9 月 8 日終値～10 月 7 日終値の 1 か月間の終値平均である 301 円を基準株価とし、行使価額 281 円（ディスカウント率は 7%）に決定いたしました。

また、行使価額のディスカウント率を 7%とした経緯としましては、上述の新株予約権付社債と同様に当社は、割当予定先との間で、行使価額については、当初、市場価額に基づく直前営業日の終値を前提として交渉を行ってまいりました。しかしながら当社は市場時価総額（月間平均上場時価総額及び月末上場時価総額）が 10 億円未滿となり、東京証券取引所の定める上場廃止基準の猶予期間に入っており、流動性に対するリスクが高まっていることから、割当予定先から相当程度のディスカウントを求められました。当社としても、当社の運転資金や新規事業投資による新たな資金調達が必要であり、また、当社グループは、間接金融による資金調達が困難な状況であることから、相応の率をディスカウントすることはやむを得ないと判断し、最終的に行使価額について割当予定先のディスカウントに対する要望を直前営業日の終値を含めた 1 か月間の終値平均から 7%の範囲で受け入れることとしたものです。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載致します。

i. 割当予定先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、行使可能期間最終日（平成 31 年 10 月 27 日）に時価が行使価額以上である場合には残存する第 6 回新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。具体的には、行使期間中において、新株予約権を行使した場合の行使価値と、継続して保有した場合の継続価値を比較し、継続価

値よりも行使価値が高いと判断された時に割当予定先が新株予約権を行使することを仮定しております。

ii. 取得条項があることは、割当予定先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による第6回新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、取得条項があることは第6回新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。

iii. 株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり1,940株（最近3年間の日次売買高の中央値である19,400株の10%）ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の100%ルール（自己株式の買付に伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の100%を上限とする規制）を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である100%のうち平均してその10%~20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

iv. その上で、当社は第6回新株予約権の公正価値（1個当たり97,660円）と第6回新株予約権の払込金額を比較し、同額であることから特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

なお、当社監査等委員会は、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社とは、当社と取引関係になく当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額と同額以上の払込金額として決定していることから、有利発行には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

そして、当社取締役会においては、監査等委員会から上記意見表明についての説明を受け、取締役全員の賛同のもと、本新株予約権の発行を決議しております。

②本新株予約権付社債

当社は、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行条件の決定に際し、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに、当社との取引関係のない独立した専門会社である第三者算定機関（東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社、（東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表取締役：能勢元）に算定を依頼しました。

第三者算定機関は、ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用し、当社株価350円（平成28年10月7日の終値）、転換価額281円、ボラティリティー61.53%（平成25年9月から平成28年9月の月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間3年、リスクフリーレート0.263%（評価基準日における中期国債レート）、配当率0.00%、新株予約権付社債の転換に伴う株式の希薄化、当社普通株式の流動性、当社の信用リスク、資金調達コスト等を参考に公正価値評価を実施し、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の公正価値を額面100円当たり93.52円との結果を得ております。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載致します。

i. 割当予定先の転換については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、転換可能期間最終日（平成31年10月27日）に時価が転換価額以上である場合には残存する本新株予約権付社債の全てを転換するものと仮定しております。具体的には、転換期間中においては、各時点において、社債権者は各時点の価値と転換価値を比較することで転換行動を決定するものとし、また、発行体は、そのポジションが改善されるかどうかを検討し、早期償還行動を決定するものとし、つまりは、各時点において、社債権者は、時価と転換価格とを勘案し、①転換も早期償還もされない時の価値、②早期償還時の価値、③転換した場合の価値において、①から③のうち、経済合理性が最も高い行動をすることを仮定しております。

ii. 株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり1,940株（最近3年間の日次売買高の中央値である19,400株の10%）ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の100%ルール（自己株式の買付に伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の100%を上限とする規制）を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である100%のうち平均してその10%～20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

当社は、上記算定方法が一般的に広く使われている算定計算式によるものであるから、この評価を妥当として、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債1個の払込金額を金10,000,000円（額面100円につき金100円）といたしました。

また、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向（取締役会決議日の直前営業日までの1か月間、3か月間及び6か月間の終値平均株価等）を勘案するとともに、割当予定先と協議した結果、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成28年10月7日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を含めた1か月間の終値平均である301円に0.93を乗じた281円（ディスカウント率は7%）といたしました。

なお、転換価額281円は、当該直前営業日の終値350円に対する乖離率は24.56%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均284円に対する乖離率は1.27%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均285円に対する乖離率は1.72%となっております。

転換価額を、1か月間の終値平均を参考とした理由につきましては、当初検討を開始した平成28年9月初旬と比較して、株価上昇の要因が見当たらないにも関わらず平成28年9月23日以降、当社の株価が急騰しております。取締役会前日終値で転換価額を設定してしまうと、割当予定先が想定していた株価との乖離が大きくなってしまったため、割当予定先から転換価額のディスカウント前の基準株価について、交渉開始時点の株価280円程度にしてほしい旨の要望があり、当社を取り巻く事業環境、最近の業績等を総合的に勘案した結果、本第三者割当増資の達成が困難となると判断したことから、平成28年9月8日終値～10月7日終値の1か月間の終値平均である301円を基準株価とし、転換価額281円（ディスカウント率は7%）に決定いたしました。

また、転換価額のディスカウント率を7%とした経緯としましては、当社は、割当予定先との間で、転換価額については、当初、市場価額に基づく直前営業日の終値を前提として交渉を行ってまいりました。しかしながら当社は市場時価総額（月間平均上場時価総額及び月末上場時価総額）が10億円未満となり、東京証券取引所の定める上場廃止基準の猶予期間に入っており、流動性に対するリスクが高まっていることから、割当予定先から相当程度のディスカウントを求められました。当社としても、当社の運転資金や新規事業投資による新たな資金調達が必要であり、また、当社グル

ープは、間接金融による資金調達が困難な状況であることから、応の率をディスカウントすることはやむを得ないと判断し、最終的に転換価額について割当予定先のディスカウントに対する要望により直前営業日の終値を含めた1か月間の終値平均から7%の範囲で受け入れることとしたものです。

当社は、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債について、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益、すなわち第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の実質的な対価(額面100円につき100円)と東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社の算定した公正価値とを比較し、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の実質的な対価が第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の公正価値を大きく下回る水準ではなく、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

なお、当社監査等委員会は、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社とは、当社と取引関係がなく当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額と同額以上の払込金額として決定していることから、有利発行には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

また、本新株予約権の第三者割当を含め、本新株予約権の発行決議日である平成28年10月11日から6か月以内に行われた第三者割当に係る議決権数は総株主の議決権数の25%以上となります。そこで当社は、当社の社外取締役かつ監査等委員(公認会計士 松山昌司氏、税理士 堤田健二氏、公認会計士 山田奨氏)の計3名で構成された第三者委員会に本第三者割当増資の必要性及び相当性について客観的な意見を求めるため、意見書を入手し本第三者割当による資金調達には、必要性及び相当性が認められるとの意見を得ております。なお、本意見の概要については後述しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債及び本新株予約権がすべて行使された場合に交付される株式数は、2,623,487株、議決権個数は26,234個であり、平成28年9月30日現在の当社発行済株式総数3,343,500株(議決権個数33,047個)を分母とする希薄化率は78.47%(議決権の総数に対する割合は79.38%)となります。第5回新株予約権で発行した800,000株(議決権個数8,000個)を合算すると直近6ヶ月間に行われた潜在株式数は3,438,848株(議決権個数34,388個)となり、当社発行済株式総数3,343,500株(議決権個数33,047個)を分母とする希薄化率は102.39%(議決権の総数に対する割合は103.59%)となります。

また、割当予定先は本新株予約権付社債及び本新株予約権を行使して取得した当社株式2,623,487株を中長期保有ではなく、株価の状況や市場での株式取引状況を鑑みながら市場で売却する方針ですが、当社株式の直近6か月間の1日当たりの平均出来高は13,402株、直近3か月間の1日当たりの平均出来高は10,121株、直近1か月間の1日当たりの平均出来高は16,110株、となっており、一定の流動性を有しております。また、割当予定先が本新株予約権付社債及び本新株予約権を行使して取得した場合の当社株式数2,623,487株を本新株予約権の行使期間である3年間(245日/年営業日で計算)で売却すると仮定した場合の1日当たりの数量は10,708株(小数点以下切捨て)となり、上記直近6か月間の1日当たりの平均出来高の79.90%、直近3か月間の1日当たりの平均出来高の105.80%、直近1か月間の1日当たりの平均出来高の66.47%となるため、当社への株価に与える影響によって既存株主様の利益を損なう可能性があります。

しかしながら、資金調達の必要性について、平成26年2月期、平成27年2月期と継続して経常赤字となりましたが、平成28年2月期において、ようやく営業利益ベースでの黒字化を達成いたしました。事業リストラが奏功したことにもよりますが、こうした利益体質の兆しのなかで、当社は安定的な黒字体質を早急に構築すべく、選択と集中により事業ポートフォリオの見直しを行い、売上規模の拡大、安定的な利益計上を図るとともに、企業としての信用度の向上、事業活動に関わる幅広い企業との関係構築を図り、事業成長をさらに推し進めるための取り組みが必要となっております。

本資金調達の資金使途である戦略的事業会社の設立を行い、成長への期待が寄せられるエンティティへ最適な経営資源の配分を行うことで当社の今後の事業拡大や企業価値の向上に寄与するものであり、最終的には既存株主様への利益につながるものと考えております。

したがって、当社といたしましては、本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る株式の発行数量及び希薄化の規模は、その資金が来期以降の当社の業績、企業価値、株主価値の向上に大いに寄与すると考えられることから、本第三者割当増資の規模及び希薄化の程度は合理的な水準であると判断しております。

さらに、当社としては、第5回新株予約権により、当社のシステムソリューション事業に関するM&Aのための資金を調達しておりますが、かかる資金は第5回新株予約権発行に伴い開示しました調達目的にのみ充当することとしております。他方、今回、「3. (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、新たに資金調達の必要が生じているところ、本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使により調達した資金を、前述の資金使途に充当することにより、売り上げ拡大等の効果が表れ、収益基盤の一層の強化を図れることが見込まれることから、将来的な収益力の増大が期待され、希薄化の規模は合理的であると判断しました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(平成28年9月30日現在)

① 名 称	BMI (Japan) Investment Holdings Limited	
② 本 店 所 在 地	UNITS 3306-12,33/F., SHUI ON CENTRE, NOS. 6-8 HARBOUR ROAD, WANCHAI, HONG KONG	
③ 代表者の役職・氏名	Chairman Lai On Shing (黎安誠)	
④ 事 業 内 容	投資業	
⑤ 資 本 金	10,000HKD	
⑥ 設 立 年 月 日	2015年4月30日	
⑦ 決 算 期	12月	
⑧ 発 行 済 株 式 数	10,000株	
⑨ 従 業 員 数	10人	
⑩ 主 要 取 引 先	該当なし	
⑪ 主 要 取 引 銀 行	Hang Seng Bank Limited (恒生銀行)	
⑫ 大株主及び持株比率	Lai On Shing (黎安誠) 40.0% Lowell Lo (盧華威) 60.0%	
⑬ 当 社 と の 関 係 等	資 本 関 係	当社と当該会社との間には、資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、資本関係はありません。

	取引関係	当社と当該会社との間には、取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、取引関係はありません。
	人的関係	当社と当該会社との間には、人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、人的関係はありません。
	関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位: HKD)				
決算期	平成25年12月期	平成26年12月期	平成27年12月期	
純資産	—	—	▲229,660	
総資産	—	—	23,989.07	
1株当たり純資産	—	—	2.39	
売上高	—	—	0.86	
営業利益	—	—	▲239,660.93	
経常利益	—	—	▲239,660.93	
当期純利益	—	—	▲239,660.93	
1株当たり当期純利益	—	—	0	
1株当たり配当金	—	—	0	

※割当予定先が平成27年4月30日の設立であるため、平成27年12月期のみの経営成績及び財務状態の公表となります。

※当社は、割当予定先及び当該割当予定先の役員又は主要株主が暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者（以下「暴力団等」という。）である事実、暴力団等が割当予定先の経営に関与している事実、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主が意図して暴力団等と交流を持っている事実はないことを証する確認書を割当予定先より受領しました。また、独自に第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ（住所：東京都港区赤坂二丁目8番11号、代表取締役：羽田寿次）に調査を依頼し、同社より当該割当予定先、主要関係企業及びその関係人物等についても暴力団等との関わりを示す情報ではなく、暴力団等との関わりのあるものではないと判断される旨の調査報告書を受領しました。以上の方法により、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社グループは、平成26年2月期、平成27年2月期と2期連続で当期純損失を計上しておりますが、これは一時的な営業外費用や特別損失を計上したためであり、平成28年2月期では経常利益及び当期純利益を計上いたしました。しかしながら、平成28年2月末の時価総額が10億円未満で

あったため、東京証券取引所が定める上場廃止基準にかかる猶予期間に入っております。平成 28 年 11 月 30 日までの期間において月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円以上とならないときは、上場廃止となる上場廃止基準（有価証券上場規程第 601 条第 1 項第 4 号）に該当することになります。

当社は、当社の事業モデル、経営方針、資金需要等に理解の深い支援先を割当対象とする第三者割当による新株式、新株予約権、新株予約権付社債及び行使価額修正条項付新株予約権等の発行など、あらゆる資金調達手段を検討してまいりました。

このような状況のなかで、本新株予約権付社債及び本新株予約権の引受につきましては、第 5 回新株予約権の割当先である勝山氏により、当該割当予定先を紹介され、割当予定先より提案を受けた本第三者割当による資金調達方法が、当社株価や既存株主の利益に十分に配慮しつつ必要資金を確実に調達したいという当社の資金ニーズに合致していると判断いたしました。

また、当社の事業戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、当社の新規事業計画に理解をいただいたうえで投資のご判断をいただきました。割当予定先である BMI (Japan) の株主である Lowell Lo 氏については、香港・中国を中心とするファイナンシャルグループ BMI Group のオーナーであり、過去 800 社もの上場を支援した実績があるとのことであり、投資先の選定及び将来的な事業性については高度な知見を有していると考えられます。さらに中国本土における広範なネットワークを有していることから、当社のアイラッシュケア事業拡大に向けた割当予定先として適したパートナーであると考えております。

今回の第三者割当増資については当社の事業及び今後の事業成長の可能性に対して評価をいただきました。割当予定先に、当社の経営成績及び財政状態等も含め、特に当社のアイラッシュケア事業の事業構想にも評価をいただきました。また、割当予定先に当社の事業成長のビジョン及び価値観に共有いただき、当社は信頼性のある割当予定先と判断し、今回の本新株予約権及び本新株予約付社債の割当予定先として選定いたしました。

（3）割当予定先の保有方針

割当予定先とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、割当予定先からは当社の企業価値向上を目指した純投資である旨、意向を表明していただいております。本新株予約権付社債並びに本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場への影響を勘案することを前提に、株価の推移を見ながら売却していく方針であると伺っております。

（4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本新株予約権及び本新株予約付社債に係る払込みについて、割当予定先が外国法人であることから資金移動の簡便さを鑑み、当該割当予定先が預入を行いました弁護士法人ベリーベスト法律事務所（東京都港区六本木一丁目 8 番 7 号）の銀行預金口座の残高証明書を受領し、平成 28 年 9 月 23 日時点の銀行預金残高にて、本新株予約権及び本新株予約権付社債の払込みに係る資金については、資金面で問題がないことに加え、当該資金が全額自己資金であることを割当予定先より口頭にて確認しています。なお、現時点における保有資産からすると本新株予約権のすべてを行使できないものの、段階的な行使・行使により取得した株式を売却により資金確保するという事を割当予定先から確認しており、当社としましても十分であると判断いたしました。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成 28 年 8 月 31 日現在）		募 集 後 （本新株予約権付社債及び本新株予約権がすべて 転換行使された場合）	
(株)アクセル	14.43%	BMI (Japan) Investment Holdings Limited	44.25%
(株)トラスライド	13.95%	(株)アクセル	8.05%
福松 博史	4.63%	(株)トラスライド	7.78%
川嶋 誠	3.48%	福松 博史	2.58%
清水 武志	3.03%	川嶋 誠	1.94%
鈴木 智博	1.82%	清水 武志	1.69%
CBHK-PHILLIP SEC C (HK) LT D-CLIENT MASTER (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	1.73%	鈴木 智博	1.01%
MONEX BOOM SECURITIES (H. K) LIMITED - CLIENTS' ACCOUNT (常任代理人 マネックス証券株式会社)	1.65%	CBHK-PHILLIP SEC C (HK) LT D-CLIENT MASTER (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	0.96%
児玉 真理子	1.48%	MONEX BOOM SECURITIES (H. K) LIMITED - CLIENTS' ACCOUNT (常任代理人 マネックス証券株式会社)	0.92%
(株)SBI証券	1.42%	児玉 真理子	0.83%

- ※ 1. 上記募集後の大株主の状況は平成 28 年 8 月 31 日現在の株主名簿に基づき記載しております。
2. 募集後の持株比率は、平成 28 年 8 月 31 日現在における株主名簿に基づき、本新株予約権並びに新株予約権付社債がすべて行使された場合に増加する株式に係る議決権数を加えて算出しております。
3. 持株比率は、総議決権数に対する所有議決権数の割合であり、小数点以下第 3 位を四捨五入しております。

8. 今後の見通し

本第三者割当による平成 29 年 2 月期の通期業績に与える影響は軽微であると考えておりますが、今後修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合は、速やかにお知らせいたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権付社債及び本新株予約権の第三者割当を含め、本新株予約権の発行決議日である平成 28 年 10 月 11 日から 6 か月以内に行われた第三者割当に係る議決権数が総株主の議決権数

の25%以上となることから、本第三者割当には東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条「第三者割当に係る遵守事項」の適用があり、経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手をしております。

具体的には、当社の社外取締役かつ監査等委員（公認会計士 松山昌司氏、税理士 堤田健二氏、公認会計士 山田奨氏）の計3名で構成された第三者委員会に本第三者割当増資の必要性及び相当性について客観的な意見を求めるため、平成28年10月7日付で意見書を入手し本第三者割当による資金調達には、必要性及び相当性が認められるとの意見を得ております。第三者委員会による意見については、以下の通りです。

I. 本第三者割当増資の必要性について

「以下に述べるように、貴社において、本増資により資金調達を行う理由には一応の合理性が認められ、本増資により資金調達を行う必要性が認められる。

まず、貴社は、時価総額が東京証券取引所の定める上場廃止の時価総額基準を下回り、上場廃止の猶予期間にあることから、上場廃止という株主にとっての大きな不利益を回避するためには、早急な資金調達の必要性が認められる。

また、時価総額が低下している貴社において、株式価値向上のため、収益基盤を強化して将来の利益に対する期待を高めることが必要であると認められる。

この点、貴社は、「選択と集中」により、成長が見込まれる事業分野に絞って投資を行っていくことを決め、平成28年8月には、貴社の展開するシステムソリューション事業の伸長のため、同事業分野でのM&Aや業務提携を行うために第三者割当増資による資金調達を行った。

そして今回は、現在貴社の子会社であるエムアンドケイ株式会社が展開しているアイラッシュケア事業を、「選択と集中」の判断により一つの柱と定め、同事業の海外展開を本格化すべく、中国に戦略的的事业会社を設立するための本増資を決定した。本増資によって調達した資金は、3000万円を貴社の運転資金とする他はすべてこの戦略的的事业会社設立資金とし、平成29年中に中国国内に30店舗、中国以外のアジア及びヨーロッパを合わせて全世界で50店舗、「PLURECIL」ブランドにて、同社直営のまつ毛エクステサロンを開業予定である。

上記のとおり、貴社においては、株式価値向上のために将来の利益に対する期待を高める施策の必要性が認められるところ、「選択と集中」により成長が見込まれる事業に集中的に資本を投下していくことは、利益構造の改善につながるものであり、一応の合理性が認められる。

また、本増資によるアイラッシュケア事業の海外展開とは、具体的には、中国において戦略的的事业会社を設立し、同社によって中国を中心として海外に「PLURECIL」ブランドのまつ毛エクステサロンを開業するとともに、エステティシャン養成スクール事業やエステサロンオーナー研修等、施術側の育成等も行うことを予定している。さらに、同社により、貴社の子会社であるエムアンドケイ株式会社が日本国内で販売するためのまつ毛エクステ関連製品やエッセンシャルオイル等の美容製品を中国国内において安価に仕入れることや、日本製の美容製品を中国に向けて販売することも想定している。これらの事業につき、貴社において事業計画を作成しており、本答申書は同計画の内容が合理的であることを前提としている。

したがって、貴社において株式価値を高めるための施策として、アイラッシュケア事業の海外展開を本格化するという判断は一応合理的なものであると認められる。

また、本増資の規模についても、上記アイラッシュケア事業の海外展開及び貴社の運転資金に必要な金額であり、これにより収益基盤が強化すれば、時価総額増加も期待できることから、一応の合理性が認められる。

さらに、本増資の割当先についても、BMIの株式を60%保有する株主であるLowell Lo氏が過

去に 800 社の上場を支援した実績があることや、貴社が中国を拠点としたアイラッシュケア事業の海外展開を計画しているところ、同氏は中国において幅広いネットワークを有しており、このネットワークは事業展開にとっても有用であると認められる。

以上より、貴社において、本増資により資金調達を行う理由には一応の合理性が認められ、本増資により資金調達を行う必要性が認められる。」

II. 本第三者割当増資の適法性について

(1) 本新株予約権の適法性について

「本新株予約権発行は、以下のとおり有利発行に該当するものではない。

募集の概要のとおり、本新株予約権発行における払込金額は新株予約権 1 個当たり 9 万 7,660 円、計 585 万 9,600 円である。

新株予約権の払込金額が「特に有利な金額であるとき」（会社法第 238 条第 3 項第 2 号）とは、発行時点における新株予約権の公正な価値を著しく下回る払込価格で会社が当該新株予約権を発行することをいう。そして、新株予約権の公正な価値とは、権利行使価額、交付される株式の時価、当該株式のボラティリティー、行使期間、金利、剰余金配当の影響、新株予約権の行使による希薄化の影響等を要素にオプション評価理論を用いて算出されるものをいうと解されている。

これを本件についてみると、本新株予約権発行の払込金額は、貴社が貴社及び BMI から独立した第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社に価額算定を依頼し、同社において、上記行使価額（本増資に係る貴社取締役会決議日の前営業日（平成 28 年 10 月 7 日）の東京証券取引所における貴社普通株式の終値を含めた 1 か月間の終値平均である 301 円に 0.93 を乗じた金額である。）、貴社株式の株価及びボラティリティー、権利行使期間、金利、取得条項が付されていること、本新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、貴社株式の流動性、貴社の信用リスク等を要素に、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて合理的に算出された新株予約権 1 個当たり 9 万 7,660 円との公正価額と同額である。そこで、上記払込金額は、本新株予約権の公正価格を著しく下回るものとは認められないことから、「特に有利な金額」には当たらないと認められる。」

(2) 本新株予約権付社債発行の適法性について

「本新株予約権付社債発行は、以下のとおり有利発行に該当するものではない。

新株予約権の発行条件が「特に有利な条件であるとき」（会社法第 238 条第 3 項第 2 号）とは、発行時点における新株予約権の公正な価値を著しく下回る対価で会社が当該新株予約権を発行することをいう。そして、新株予約権付社債における新株予約権部分の公正価値については、新株予約権を単独としてオプション理論により評価する方法（分離評価）と、新株予約権と社債部分を切り離せないものと考え、新株予約権付社債を一体とみて、その全体の価値を評価する方法（一体評価）があると考えられている。この点、上記第 2, 1 (8)イを前提とすれば、本件において、貴社が依頼をした第三者評価機関は、一体評価の方法を採用している。そこで、まず、その可否について検討する。

この点、オートバックスセブン新株予約権付社債発行差止却下決定（東京地決平成 19. 11. 12 金判 1281 号 52 頁）、丸八証券新株予約権付社債発行差止却下決定（名古屋地決平成 20. 11. 19 金判 1309 号 20 頁）等の裁判例においては、分離評価の方法が採用されている。

しかしながら、新株予約権付社債においては、社債部分の時価は刻々変動する一方で、新株

予約権付行使に際して株式の対価として払い込む金額は一定であるという特性を有するが、分離評価ではこうした特性が勘案されない。また、新株予約権付社債の中でも、本新株予約権付社債のような転換社債型新株予約権付社債の場合、新株予約権の分離行使ができず、かつ新株予約権を行使すると社債が消滅するという特性があり、新株予約権と社債は一体と解されることから、経済的にはそれらを分離して評価することができないと考えられる。このような理由から、転換社債型新株予約権付社債については、一体評価の方が理論的にその商品性を反映させやすく正しいと解され、実務上は一体評価の方法がとられることが多いともいわれている。

したがって、転換社債型新株予約権付社債の公正価値評価について、本件の第三者評価機関が一体評価の方法によったことも許される。

そして、募集の概要のとおり、本新株予約権付社債発行においては、新株予約権の取得と引換えに金銭の払込みを要しないものとされるものの、払込金額は額面 100 円につき 100 円、計 4 億円であり、社債の金利は 0% である。かかる発行条件については、貴社が貴社及び BMI から独立した第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社に価額算定を依頼し、同社において、上記転換価額（本増資に係る取締役会決議日の前営業日（平成 28 年 10 月 7 日）の東京証券取引所における貴社普通株式の終値を含めた 1 か月間の終値平均である 301 円に 0.93 を乗じた金額である。）、貴社株式の株価及びボラティリティー、権利行使期間、本新株予約権付社債の社債部分の利率、金利、本新株予約権付社債の転換に伴う株式の希薄化、貴社株式の流動性、貴社の信用リスク、資金調達コスト等の前提条件とし、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて合理的に算出された額面 100 円当たり 93.52 円との公正価額を上回る金額である。

そこで、上記発行条件は、本新株予約権付社債の新株予約権部分の公正価格を著しく下回るものとは認められず、有利発行には該当しない。」

（3）新株予約権及び新株予約権付社債の新規発行（第三者割当）を選択することの相当性について

「貴社が資金調達の方法として、借入、新株式発行等でなく、本増資を選択した理由は、まず、借入については、金融機関等から現状の貴社の財務内容では融資の実施は難しいとの返答があったためである。現在の貴社の財務状況に鑑みると、間接金融による資金調達が困難であることは否定し難い。また、時価総額基準による上場廃止の猶予期間にあるという貴社の状況を考慮すると、間接金融ではなく、直接金融による資金調達を選択することには一応の合理性が認められる。

間接金融の中でも公募増資や株主割当増資でなく、第三者割当によることになった理由については、アイラッシュケア事業の海外展開という本増資の目的を達成するため、約 7 億円という規模の金額を早急かつ確実に調達する必要があることを考慮すると、公募増資や株主割当増資の方法は適していないと判断したとのことである。公募増資や株主割当増資には一定の時間を要すること、貴社のおかれた状況に鑑みると貴社が必要とする金額を調達できるかどうかは疑わしいこと、また、貴社がアイラッシュケア事業の海外展開を検討していたところ、中国でファイナンシャルサービスを展開する BMI (Japan) から第三者割当を引き受ける提案があったことを考慮すると、貴社が第三者割当の方法を選択したことには合理性が認められる。

また、BMI の本増資に係る資金について問題がないと確認されていることから、貴社の割当先選定に係る判断には一定の合理性が認められる

そして、割当予定先に対する第三者割当増資を行うにあたり、新株式発行や新株予約権付社債のみの発行でなく、新株予約権及び無担保転換社債型新株予約権付社債を組み合わせた形の本増資を選択した理由としては、BMI (Japan) の要望によるものである。

貴社のおかれた状況に鑑みれば、BMI (Japan) が貴社の事業の進捗状況に応じて投資判断ができる形にしたいと望むことはやむを得ないと考えられ、新株式引受けよりも新株予約権付社債の引受けを、また新株予約権付社債の引受けよりも新株予約権の引受けを要望することは首肯できる。そして、貴社としては、BMI (Japan) による出資の提案という機会を逃さず、できる限り貴社の必要とする形で資金調達を実現することができるよう、BMI (Japan) と協議・交渉をした結果、本増資の合意に至ったものと認められ、その結果としての本新株予約権及び本新株予約権付社債の組み合わせという本増資の方法に、特段不合理な点は認められない。

また、株式の希薄化という観点からは、新株予約権及び新株予約権付社債という方法は、大規模な希薄化を一度に生じさせることがないため、新株式の発行に比べて希薄化の影響を一定程度抑制することができる。

したがって、貴社が資金調達の方法として本増資を選択したことについては、相当性が認められると解する。」

(4) 本第三者割当増資に係る新株発行条件の相当性

「本増資による本新株予約権及び本新株予約権付社債発行の条件については、以下のとおり、相当性が認められると解する。

まず、本新株予約権の払込価格及び新株予約権付社債の発行条件については、公正価値と同等か、それを上回る金額である。

次に、本増資による潜在株式の発行数量及びそれに伴う希薄化率についてであるが、本増資の対象となる潜在株式数は、本新株予約権について 120 万株（議決権ベースで 1 万 2000 個）、本新株予約権付社債について 142 万 3487 株（議決権ベースで 1 万 4234 個）、合計 262 万 3487 株（議決権ベースで 2 万 6234 個）であり、現在の発行済株式数の 78.47%（100 株を単元株式とした議決権ベースで 79.38%）にあたり、また、貴社が平成 28 年 8 月 24 日に発行した新株予約権 8 万株（議決権ベースで 8000 個）を合算した場合には、現在の発行済株式数の 102.39%（議決権ベースで 103.59%）であることも併せ考えると、結果として既存株式の希薄化が生じることが見込まれるものである。

しかし、本増資によって、貴社の企業価値及び株式価値の向上に資するものであるから、本増資による発行数量及び希薄化の規模は、貴社の少数株主にとっても、合理的であると認められ、それを覆すに足る特段の事情は認められない。

すなわち、上記のとおり、他の資金調達方法との比較では本増資による本新株予約権及び本新株予約権付社債発行が最も有効かつ確実な資金調達方法なのであるが、この方法によれば既存株式の一定の希薄化は免れ得ない。そこで、希薄化が生じてもそれによる少数株主の損失を回復させるに足る効果が見込まれれば、その希薄化率は合理的なものにとどまるということができる。そして、本増資は、アイラッシュケア事業の海外展開及び貴社の運転資金への充当により貴社の収益基盤を強化して将来の利益に対する期待を高めることにつながり、貴社の企業価値及び株式価値の向上に資するとのことであり、その点において、本増資による発行数量及び希薄化の規模は合理的である。

加えて、第三者割当による希薄化率は必要な資金調達の規模と連動せざるをえないところ、本増資における必要な資金規模に関しては、アイラッシュケア事業の海外展開及び貴社の運転資金のため必要な金額に連動しており、これら資金調達の必要性が認められる以上、希薄化率が合理的範囲を逸脱していないとの判断を覆すに足る理由は見出せない。

したがって、本増資による本新株予約権及び本新株予約権付社債発行の条件については、相当性

が認められると解する。」

(5) 小括

「以上より、本増資に係る本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行は適法であり、第三者割当という方法が他の資金調達手段に優越することも認められるうえ、本増資の条件の相当性が認められる。したがって、本増資による本新株予約権及び本新株予約権付社債発行の相当性が認められ、これを覆すに足る特段の事情は認められない。」との意見を得ております。

Ⅲ. 結論

「以上より、本増資による本新株予約権及び本新株予約権付社債発行には必要性及び相当性が認められる。」との意見を得ております。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成26年2月期	平成27年2月期	平成28年2月期
連結売上高	5,615百万円	8,532百万円	9,322百万円
連結営業利益	△165百万円	42百万円	144百万円
連結経常利益	△141百万円	△97百万円	22百万円
連結当期純利益	△92百万円	△496百万円	21百万円
1株当たり連結当期純利益	△32.48円	△166.21円	6.55円
1株当たり配当金	－円	－円	－円
1株当たり連結純資産	352.56円	207.23円	210.53円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成28年10月11日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	3,343,500株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	800,000株	19.49%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－	－
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－	－

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成26年2月期	平成27年2月期	平成28年2月期
始値	424円	326円	403円
高値	580円	668円	660円
安値	260円	212円	199円
終値	323円	393円	246円

② 最近6か月間の状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
始 値	314 円	284 円	301 円	271 円	293 円	275 円
高 値	359 円	330 円	302 円	304 円	294 円	327 円
安 値	257 円	271 円	232 円	249 円	260 円	270 円
終 値	296 円	302 円	269 円	285 円	275 円	320 円

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成28年10月7日
始 値	320 円
高 値	350 円
安 値	320 円
終 値	350 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資による新株式発行

払込期日	平成26年11月7日
資金調達の額	175,180,000 円
発行価額	1株につき380 円
募集時における発行済株式数	2,882,500 株
当該募集による発行株式数	461,000 株
募集後における発行済株式総数	3,343,500 株
割当先	株式会社セントラルプロモーション北海道 (461,000 株)
発行時における当初の資金使途	① コールセンター発足資金 ② 飲食事業への新規投資 ③ グループ会社への貸付金
発行時における支出予定時期	平成26年11月～平成28年2月
現時点における資金の充当状況	上記の当初の資金使途より一部変更し、充当しております。 ① 平成27年10月15日付の資金使途及び支出予定時期の変更により、コールセンター発足資金 30,000 千円とし、充当しております。 ② 平成27年10月15日付の資金使途及び支出予定時期の変更により、エムアンドケイ株式会社の株式取得費用 90,000 千円充当しております。 ③ 充当金額 52,180 千円

・第三者割当増資による第5回新株予約権発行

割当日	平成28年8月24日
発行新株予約権数	40 個

発行価額	総額 3,063,200 円 (新株予約権 1 個当たり 76,580 円)
発行時における調達予定資金の額 (差引手取概算額)	212,863,200 円
割当先	勝山 博文 (800,000 株)
募集時における発行済株式数	3,343,500 株
当該募集における潜在株式数	800,000 株
現時点における行使状況	行使株式数 0 株 (残新株予約権数 800,000 株 行使価額 271 円)
現時点における調達した資金の額 (差引手取概算額)	0 円
発行時における当初の資金用途	①M&A 及び業務提携の資金
現時点における資金の充当状況	該当事項はありません。

11. 発行要項
別紙参照

株式会社ファステップス
第6回新株予約権発行要項

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、株主の権利に何ら制限のない株式である。 なお、単元株式数は100株である。
申込期日	平成28年10月27日
割当日	平成28年10月27日
払込期日	平成28年10月27日
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数1,200,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は20,000株とする。）。但し、本欄第2項ないし第4項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が本表別欄「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、本表別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる本表別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」といいます。）は、金281円とする。</p> <p>3. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本欄第3項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」といいます。）をもって行使価額を調整する。</p>

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本欄第3項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 本欄第3項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本欄第3項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本欄第3項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を調整する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) その他

① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。

	<p>② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。</p> <p>③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 本欄第3項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>343, 059, 600 円</p> <p>(注) すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額である。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、本表別欄「新株予約権の目的となる株式の数」記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>平成28年10月28日から平成31年10月27日までとする。(但し、本表別欄「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。)</p>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ファステップス 管理部 東京都新宿区四谷四丁目 32 番 4 号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 本店営業部 東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得事由及び取得の条件	当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の 14 日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるものとする。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の当該権利の譲渡については、禁止される旨の制限を付けております。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権の行使を請求しようとする本新株予約権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、上記表中「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に提出しなければならない。なお、行使請求の受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な全ての書類が、不備なく上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出され、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第 3 項に定める口座に入金された日に発生する。

2. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付する。

3. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る証券を発行しない。

4. その他

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第 130 条第 1 項に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

株式会社ファステップス第1回無担保転換社債型新株予約権付社債募集要項

銘柄	株式会社ファステップス第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。）
記名・無記名の別	無記名式とし、本新株予約権付社債については、新株予約権付社債券を発行しない。
券面総額又は振替社債の総額（円）	金 400,000,000円
各社債の金額（円）	金 10,000,000円
発行価額の総額（円）	金 400,000,000円
発行価額（円）	各社債の金額100円につき金100円 本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。
利率（%）	本社債に利息は付さない
償還期限	平成31年10月27日
償還の方法	1. 償還金額 各本社債の額面100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元本は、平成31年10月27日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
募集の方法	第三者割当の方法により、BMI (Japan) Investment Holdings Limitedに400,000,000円（額面10,000,000円の本社債40個）を割り当てる。
申込証拠金（円）	該当事項はありません。
申込期間	平成28年10月27日
申込取扱場所	東京都新宿区四谷四丁目32番4号 株式会社ファステップス 管理部
払込期日	平成28年10月27日（木）
振替機関	該当事項はありません。
担保	本新株予約権付社債には物上保証及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約 （担保提供制限）	該当事項はありません。
財務上の特約 （その他の条項）	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権付社債については、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

2. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。

(新株予約権付社債に関する事項)

<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>株式会社ファステップス 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を転換価額（下記「新株予約権の行使時の払込金額」第2項において定義する。ただし、同第3項によって調整された場合は調整後の転換価額とする。）で除して得られた数とする。この場合に、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。なお、単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により清算する。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。</p> <p>2. 転換価額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株当たりの価額（以下「転換価額」という。）は当初金281円とする。</p> <p>3. 転換価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。 なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く）をいう。この場合、端数が生じたときは円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 転換価額調整式により調整を行う場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 時価を下回る払込金額をもって当社の普通株式を交付する場合 ② 当社の普通株式の株式分割等（当社の普通株式の株式分割又は当社の普通株式に対する当社の普通株式の無償割当をいう）をする場合 ③ 時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合 ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する場合 ⑤ 株式の併合、合併、株式交換、又は会社分割のため転換価額の調整を必要とする場合

	<p>⑥ 本項に基づき転換価額が調整された場合において、本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て現金による調整は行わない。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額}}{\text{調整後転換価額}}$
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金 400,000,000 円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額（転換価額が調整された場合は調整後の転換価額）とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合にはその端数を切上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	本新株予約権付社債の社債権者は、平成28年10月28日から平成31年10月27日（本新株予約権付社債の払込み後）までの間、いつでも本新株予約権を行使し、当社の普通株式の交付を受けることができる。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ファステップス 管理部 東京都新宿区四谷四丁目32番4号 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 本店営業部 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。 2. 本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができるものとする。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。

代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債の各社債の額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1 本社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された新株予約権の数は、額面 10,000,000 円あたり 1 個とし、合計 40 個の新株予約権を発行する。

2 本新株予約権の行使請求の方法及び効力の発生時期

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権の内容及び数を表示し、請求年月日等を記載してこれに記名捺印した上、行使期間中に上記行使請求の受付場所に提出しなければならない。なお、上記行使請求の受付場所に対し行使に要する書類を提出したものは、その後これを撤回することはできない。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に到着した日に発生する。
- (3) 本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、上記「1 新規発行新株予約権付社債（第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債）」の償還期限の定めにかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還の期限が到来し、かつ消滅するものとする。

3 株式の交付方法

当社は、行使の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）及びその他の関係法令に基づき、本社債権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付する。

以上